

2018年度

第14回みやこ祭

第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月27日（木）14：30～

場所：11号館204番教室

項目

1. 安全委員会より	p.1
(1) 装飾について	p.1
(2) 各種規約について	p.4
(3) 誓約書について	p.12
(4) 今年度の新しい飲酒の規制について	p.13
(5) 飲酒について	p.14
(6) 安全管理責任者会議について	p.15
(7) アルコール講習会について	p.16
(8) 清掃・ごみ処理について	p.16
(9) 駐車・駐輪規制について	p.17
(10) 各代表団体について	p.19
2. 商業施設の利用について	p.20
(1) イトーヨーカドーのダンボールの利用について	p.20
(2) 商業施設を利用する際の注意	p.20
(3) 両替に関する注意	p.20
3. 事務局より	p.21
4. その他	p.22

1. 安全委員会より

(1) 装飾について

大学祭期間中の汚損・破損を防ぐために、装飾を行う際には以下の注意事項を守るようお願いします。

また、提出していただいた装飾案に記載されていない装飾を行っているのを発見した場合、取り外していただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【共通の注意事項】

- ・ 通行の妨げになるような装飾をすることは禁止する。
- ・ 公序良俗に反するものは禁止する。
- ・ 安全委員会本部が簡単に落下する、触れたら怪我をするなど、危険だと判断するものは禁止する。

① 模擬店装飾

- ・ 装飾の接着はすべて養生テープを用いて行う。
- ・ 模擬店テント天幕への直接の接着は行わず、テント骨組みや天幕にビニールシートなどを張り付けたうえで行うか、装飾の四方をビニールひもで骨組みにつるす。
- ・ 天幕から大きくはみ出す装飾は不可とする。
- ・ 接続部分への装飾は不可とする。それ以外の部分への装飾は養生テープかビニールひもを使用する。

② 屋内装飾

- ・使用できる接着剤は養生テープ・マスキングテープのみとする

<教室内>

箇所	特記事項
床	著しく通行を妨げるものは置かない
壁	壁に直接かくことは不可とするが、養生テープ・マスキングテープで貼ることは許可する
黒板	既存のチョークのみ使用可、テープで貼ることは不可とする
扉	扉が開くようにしておく
天井	物をつるすのは不可とするが、紙などを貼ることは許可する
窓	窓に直接かく、直接接着することは不可とする

<教室外>

教室から50cmの範囲まで使用可、幅は教室の幅まで使用可とする。

箇所	特記事項
壁	壁に直接かくことは不可とするが、養生テープ・マスキングテープで貼ることは許可する
扉	扉が開くようにしておく
天井	物をつるすのは不可とするが、紙などを貼ることは許可する
窓	窓に直接かく、直接接着することは不可とする

・1号館

物	特記事項
看板	60cm×90cmまでの大きさの看板を使用する 自立する場合、1kgほどのおもり（ペットボトルなど）を取りつける 自立しない場合、壁に立てかけて、ビニールひもで壁に最低2カ所固定する（ビニールひもは養生テープで固定する）
机	2個
椅子のみ	4個

・ 7号館

※ スタジオの前は通路が広いので、1号館と同様の装飾を可能とする

物	特記事項
看板	通行の妨げとなるため設置不可とする
机	通行の妨げとなるため設置不可とする
椅子のみ	通行の妨げとなるため設置不可とする

③ 特別参加団体装飾

● 講堂装飾

- ・ 看板の設置はステージ上のみで許可する。
- ・ 講堂の外から物品を持ち込む団体は持ち込む際の詳細を事前に安全委員会に伝える。

● イベントステージの装飾

- ・ 装飾は基本的にステージ上に限る。ただし、看板の設置はステージ下とする。
- ・ イベントステージ下のスペースを使う場合は安全委員会の相談の上、認められた場合のみとする。
- ・ 看板を立てる場合は60cm×90cmまでの大きさとし、自立するもののみとする。
- ・ イベントボードに装飾する際は、養生テープのみを許可する。ただし、装飾できるのはイベントボードの枠のみで、装飾する団体は事前に安全委員会に相談すること。

● 1号館110・120番教室

<教室内>

箇所	特記事項
床	著しく通行を妨げるものは置かない
壁	壁に直接文字をかくことは不可、テープで貼ることは許可する
黒板	既存のチョークのみ使用可能、テープを貼ることは不可とする
扉	扉が開くようにしておく
天井	ものをつるすことは不可とする
窓	窓に直接文字などをかくこと、テープで装飾を貼ることは不可とする

<教室外>

箇所	特記事項
壁	壁に直接文字をかくことは不可、テープで貼ることは許可する
扉	扉が開くようにしておく
天井	物をつるすのは不可、紙などを貼るのは許可する

<教室外の物品設置>

物	特記事項
看板	60cm×90cmまでの大きさの看板を使用する 自立する場合、1kgほどのおもり(ペットボトルなど)をつける 自立しない場合ビニールひもで壁に最低2カ所固定する
机	2個
椅子のみ	4個

(2) 各種規約について

I 大学祭期間中における違反事項に関する条規

大学祭期間中は、本条規をもとに「違反」の判断やそれに対する「処分」を行います。必ず目を通してください。

第1条 (趣旨)

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条 (施行時期)

この規約は平成30年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条③は除く。

第3条（参加申請）

平成30年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、のちに掲げる第7条に定める通り参加申請と同時に供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する）に納めなければならない。

※ 「大学祭に参加するすべての団体」とは、模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑を及ぼす場合。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中の飲酒に全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、特別に認められている場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれか、もしくはその複数とする。

- ① 供託金を没収する。
- ② 今年度、大学祭への継続参加を認めない。
- ③ 来年度以降、一定期間の大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者が違反などを犯した場合、ただちに、大学祭本部および安全委員会本部と、大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
- ② 営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない場合は、5,000円とする。
- ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体、及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、10,000円とする。
- ④ 営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、20,000円とする。

※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返却）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返却する。

第9条（供託金の使途）

没収した供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をするが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（飲酒の終了時刻）

午後8時30分をもって飲酒を終了とする。

第11条（行事の終了時刻）

午後9時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第12条（完全退構時刻）

午後9時30分までに構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

II 安全防災規約

大学祭期間中の安全防災を図るための規約です。本規約に沿って大学祭での企画を行ってください。

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は平成30年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気を使用する団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等を用意する
- ・プロパンボンベ・カセットコンロ・発電機・その他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンボンベ、発電機のガソリンは大学祭期間中、毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はボンベを外す。
- ・焚火・花火・爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に、看板・テント等を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口・緊急車両の通路・消火栓前スペース・点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏などは禁止する。

- ・大学祭期間中、安全に関する問題や、暴力行為・破損行為・緊急事態があった場合は、その收拾とともに責任の所在を明らかにするよう努める。
- ・大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・午後9時をもって大学祭行事すべてを終了し、午後9時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・屋外での音出しは、午前9時30分から午後7時までとする。
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓などは使用しない。
- ・医療体制は安全委員会が医務室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲の人に甚だしい迷惑をかける行為や、大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

III 供託金制度

i) 趣旨

この供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に終わらせること、さらには私たち学生が大学側と信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

二十数年前の大学祭での、一部の学生による常軌を逸した行為の結果、飲酒に絡んだ問題が起き、飲酒行為は全面禁止となりました。それ以来、徐々に規制緩和が行われ、昨年度も時間制限付きの飲酒解禁を行うことができました。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られることから、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透したとは言えない状況です。飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が飲酒に絡んだ問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

ii) 制度内容

- ・大学祭に参加する全ての団体は供託金として、参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものします。
- ※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。
- ・大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こし、悪質であると安全委員会本部が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。
- ・「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付させていただきます。

iii) 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
- ② 営利を目的としない参加団体のうち上記①に該当しない参加団体は、5,000円とする。
- ③ 営利を目的とする参加団体のうち、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、10,000円とする。
- ④ 営利を目的とする参加団体のうち、上記③に該当しない参加団体は、20,000円とする。

※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その高い方の金額を納めるものとする。

iv) 管理・返却

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。

IV 補償金制度

i) 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行っていくという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要があります。

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、大学祭を開催できなくなったりするおそれがあります。

そのような事態を起こさないためにも、例年使用している施設に加え、来年度以降、新たな施設の使用を可能にする上で必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員に理解していただければと思います。さらに各団体で注意し合うことにより、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

ii) 制度の内容

大学祭の参加団体に一律に、規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めてもらい、大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかない、その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返却します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、当事者が特に限定されると判断した場合はこの限りではありません。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

iii) 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。

iv) 管理・返却

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。清算終了後、大学祭実行委員会が会計報告を行います。

補償金の適用に該当するような、汚損・破損がなかった場合は全額を返却します。適用がなされた場合は修理費を差し引いた残金を返却します。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。

v) 清掃費

大学祭終了後、大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として模擬店参加団体から1日1,000円を徴収し、大学祭実行委員会でも50,000円負担します。(追加徴収はありません)

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の地面の清掃に使わせていただくため、返却はありません。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

(3) 誓約書について

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」や「安全防災規約」、そのほかの安全委員会からの飲酒をはじめとする諸注意に関して、各団体に一層の理解・徹底をしていただくために、「誓約書」を提出していただきます。安全管理責任者が誓約書に必要事項を記入し、署名したうえで提出してください。

提出期限は10月11日(木) 17:00となっております。

学生ホール201(談話室)に提出してください。第5回みやこ祭参加準備会議終了後も受け付けます。提出の際に安全管理責任者の方の学生証を確認しますので、安全管理責任者本人が、学生証を持参の上お越しください。

<注意点>

- ・誓約書を提出しない場合、第14回みやこ祭に参加できなくなりますので、必ず提出してください。やむを得ず締切を過ぎてしまう場合は、事前に安全委員会にご連絡ください。
- ・連絡先は大学祭期間中必ず連絡のつく連絡先を再度ご確認の上、ご記入ください。以前ご記入いただいたものと異なる場合には、メールにて確認させていただきます。
- ・みやこ祭への参加を取りやめる場合には、必ず大学祭実行委員会にお知らせください。参加取り止めの連絡がない場合、供託金・補償金の適用がなされる場合がありますのでご注意ください。

(4) 今年度の新しい飲酒の規制について

昨年度の大学祭では、午前中に泥酔者が発生し、救急搬送者が出てしまいました。安全委員会ではこの事実を重く受け止め、今年度は飲酒に関する規制を設けます。

<午前中の飲酒禁止>

今年度は、午前中以下の行為を禁止します。

- ・参加団体および来場者の飲酒行為
- ・模擬店でのアルコール類の販売

今年度は、飲酒できる時間を12:00～20:30と設定するためその時間帯以外での飲酒は控えてください。これに伴い、午前中は模擬店でのアルコール類の販売もできません。

この対策は、長時間の飲酒を防ぐことで、アルコールを過剰に摂取して泥酔する可能性を下げる目的があります。また、午前中は体調が万全でない人もおり、その時間帯に飲酒すると、泥酔しやすくなる可能性があります。

<酒類に関する書類の提出義務>

模擬店参加で酒類を販売する全団体に、酒類販売の詳細について、書類を提出していただきます。この申請書を提出しないとアルコール類の販売はできません。

安全委員会で、内容を吟味し、提供時のアルコール度数が高すぎる、提供方法が不適切などの問題があり、安全に酒類を提供できないと考えられる場合には、提供方法の変更をしていただく可能性があります。

ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(5) 飲酒について

第3回 みやこ祭参加準備会議にて、飲酒に関するアピールを提示しましたが、大学祭実行委員会は参加団体の皆様に安全な飲酒を心がけていただくために、ここでもう一度飲酒に関するアピールを提示します。ご理解・ご協力をお願いします。

第14回みやこ祭 飲酒に関するアピール

酒は飲んでも、のまれるな

大学祭期間中は以下の点に十分に注意して飲酒してください。

- ・一気飲みをしない・させない
- ・無理に飲ませない
- ・体調を考えて飲む
- ・未成年には飲ませない
- ・自転車・バイク・自動車で来たら飲まない
- ・屋内での飲酒を全面禁止とする

コールや一気飲みなどの危険飲酒を行っている様子が見られた場合、名前を控えさせていただきます可能性があります。また、例年、大学祭において一部で危険な飲酒行為が見られます。大学祭期間中に飲酒に関する問題（未成年飲酒や飲酒運転、救急搬送など）が起こった場合、今年度の大学祭の即刻中止を含む厳しい判断が下される可能性があります。また、飲酒に関する問題は大学祭の存続にもかかわる問題であると考えられます。今年度の大学祭を無事に終了させ、来年度以降も大学祭を存続させていくために、危険飲酒の防止にご協力をお願いします。

<飲酒に関する問題について>

悪質な飲み方をしている団体に対しては、大きな問題に発展する前に安全委員会から『警告』を行います。警告を受けても改善が見られない場合、飲酒に関する問題を起こしたとみなし処分します。

今年度も未成年飲酒・飲酒運転を大きな問題と捉え、対策を講じていきます。そのような問題を起こした団体には、供託金没収を始めとした厳しい処分を行います。

(6) 安全管理責任者会議について

今年度の安全管理責任者会議は、大学祭の安全防災について参加団体の皆様に理解を深めていただき、円滑な運営を行うために開催することとなりました。

日時に関しては以下に記載の通りです。ご確認ください。

安全管理責任者会議

日程：10月17日（水）・18日（木）

時間：16：30（受付16：00～）

場所：未定

会議は2日間行いますので、安全管理責任者の方のご都合の良い日程でお越しください。内容は同じですので、両日ともに参加する必要はありません。

万が一、緊急の用事などにより上記の日程の会議に参加するのが難しい場合、個別に対応いたしますので会議前日までに、安全委員会（sp.main14th@gmail.com）までご連絡ください。なお、会議の代理出席は認めません。必ず、安全管理責任者本人がお越しください。

(7) アルコール講習会について

第5回みやこ祭参加準備会議にて、健康支援センター主催のアルコール講習会が行われます。昨年度の大学祭では、一部の団体で泥酔者が発生し、救急搬送者が出てしまったことから、今年度も外部の講師の方をお呼びして講習会を行うこととなりました。

大学祭に参加するうえで、大変重要な講習会となります。各団体の代表者・安全管理責任者の両方が出席するようお願いいたします。

(8) 清掃・ごみ処理について

【各団体で使用した施設の清掃について】

各団体で使用する施設は、各団体で管理していただきます。施設は大学から借りて使用しているものですので、絶対に汚損・破損の無いようにお願いします。

また、各日の企画や営業を終了する際には各フロア・ブロック代表団体から配布される「企画（営業）終了チェックシート」を記入し、各フロア・ブロック代表団体に提出してから撤収してください。

後片付け日には原状復帰として、各団体が使用した場所を元通りの状態に戻す作業をしていただきます。安全委員会のチェックを受けてから撤収してください。

【トイレ・流し場の清掃について】

トイレ・流し場は、こちらで振り分けたトイレ清掃団体と流し場清掃団体に清掃していただきます。

それぞれの清掃団体の方には1日のうち**11:30 / 14:30 / 17:30**の3回、それぞれ振り分けられた場所の清掃をしていただきます。時間になったら安全委員会本部に、清掃用具と「清掃チェックシート」を受け取りに来ていただき、清掃終了後、安全委員会本部に清掃チェックシートの提出と清掃用具の返却をお願いします。

【各団体で出たごみの廃棄について】

各参加団体でごみの7分別が可能となるようにごみ箱を設置してください。
また、模擬店参加団体は、ごみ箱をテントの奥に設置して、団体内で分別ができるようにしてください。

安全委員会が用意するダンボール製のごみ箱は来場者用のごみ箱ですので、団体で出たごみを廃棄しないでください。また、各団体で使用するごみ袋は、分別状況をチェックしやすいよう透明なごみ袋を使用してください。透明なごみ袋を使用していない場合や分別状況が悪い場合、仮設ごみ集積所にて、中身を出してチェックを行います。

今年度のごみは8号館裏駐車場にて回収します。

【来場者用ごみ箱の管理について】

大学祭期間中は来場者が出したごみを回収するため、安全委員会が作成したダンボール製のごみ箱を構内各所に設置します。これらのごみ箱の管理も、各団体に行っていただきます。担当になった団体には、ごみの分別・廃棄、ごみ袋の交換を行っていただきます。ごみ袋は安全委員会が用意します。ごみは8号館裏駐車場にお持ちください。

(9) 駐車・駐輪規制について

【大学祭期間中の車両の入構について】

大学祭期間中は、臨時入構許可証を発行された団体・団体委託業者のみ、車両での入構が可能となります。申請を行った団体には、10月17日（水）・18日（木）の安全管理責任者会議にて臨時入構許可申請書の団体控え・預り金と引き換えに臨時入構許可証を交付します。会議の際には、臨時入構許可申請書および業者搬入・搬出許可申請書の団体控え、預り金、安全管理責任者本人の学生証を忘れずにお持ちください。

今年度も、臨時入構許可証を日ごとに東門にて回収します。また、委託した業者車両の臨時入構許可証も東門にて日ごとに回収しますので、業者の方にその旨をお伝えください。

【入構の際の注意事項】

- ・ 申請していない団体・団体委託業者は一切入構できません。
- ・ 車両は東門より入構してください。入構時は東門入構ゲートで一時停止し、臨時入構許可証を提示してください。その後、指示を受けて駐車・積み下ろしを行ってください。
- ・ 積み下ろしは情報処理施設北側駐車場で行ってください。この駐車場の使用時間は15分までとなっています。必ず時間内に積み下ろしを終えてください。
- ・ 長時間の駐車をすることは、第6・第7駐車場を利用してください。
- ・ 団体委託業者は長時間の駐車をすることができません。
- ・ 例年、積み下ろしを路上で行う団体が見受けられます。絶対に路上駐車を行わないでください。

【退構の際の注意】

- ・ 退構の際は、必ず東門で臨時入構許可証を返却してから退構してください。返却されていない場合、預かり金は返却できません。来年度の車両入構が認められなくなる場合もありますので必ず臨時入構許可証を返却するようにしてください。
- ・ 昨年度臨時入構許可証未返却の団体で、今年度も未返却であった場合は、来年度の発行を取りやめとします。
- ・ また、本日は臨時入構許可申請書および業者搬入・搬出許可申請書の締切日です。まだ提出されていない団体の方は、本会議終了後申請を受け付けます。もしくは20:00までに学生ホール201（談話室）まで安全管理責任者の方にお越しください。なお、その際に学生証を忘れないようお持ちください。

【自転車移動について】

大学祭開催にあたり、今年度も以下の通り自転車の移動を行います。該当する場所に自転車を駐輪している方は事前の移動をお願いします。また、移動先の十分なスペースの確保のため、撤去先となっている駐輪場に自転車をとめている場合は、自転車の事前の移動をお願いします。

実施日：10月30日（火） 21：00～

撤去対象場所	移動先
インフォメーションギャラリー	講堂裏駐輪場
AV棟周辺	1号館中庭奥駐輪場
学生ホール周辺	
図書館前	
1号橋周辺	
体育館前	12号館地下駐輪場

※ 撤去先の詳細は後日インフォメーションギャラリーに掲示する看板やその他の情報宣伝活動にてお知らせします。

※ 事前の移動にご協力をよろしくお願いいたします。

（10）各代表団体について

今年度の代表団体は以下の通りになりました。

【代表団体】

フロア代表		ブロック代表	
A	Unplugged	A	SKY HAND
B	Revolver	B	das Lied
C	劇団時計	C	首都大学東京 体育会水泳部
D	将棋部	D	古典ギター部
X		E	料理 Caesar
		F	首都大学東京 吹奏楽団
		G	フェス部
		H	体育会サッカー部

ごみ箱担当団体、トイレ・流し場清掃団体は第5回みやこ祭参加準備会議にて説明します。

各代表団体の代表者の方は、詳しい業務内容の説明をしますので、10月17日（水）・10月18日（木）に行われる安全管理責任者会議にご出席ください。

※ 会議は2日間行いますので、どちらか都合の良い日時に出席してください。

2. 商業施設の利用について

(1) イトーヨーカドーのダンボールの利用について

大学祭準備において、多くの団体がダンボールを使用します。例年、店頭の商品購入者専用のダンボール置場から無断で大量にダンボールを運び出す団体がいるため、イトーヨーカドー南大沢店から苦情がきています。過去に大学祭実行委員会がイトーヨーカドーと各団体を仲介したこともありましたが、受け取り可能な時間および枚数の制限が厳しいことや、申請した枚数通りに受け取れない団体が出たため、今年度も昨年度に引き続きイトーヨーカドーのダンボールの使用を禁止します。各団体で、早い時期から大学祭で必要になるダンボールを各家庭やイトーヨーカドー以外の施設から入手するようお願いします。

(2) 商業施設を利用する際の注意

大学祭が近づくとつれ、近隣のスーパーマーケットやホームセンターなどの商業施設を利用することが増えてくると考えられます。大学祭準備の時期とは限りませんが、この時期にショッピングカートや買い物カゴを持ち出し、学内に放置するという例が稀に見受けられます。

今年度も大学祭準備から大学祭期間中においては、いかなる場合でも近隣の商業施設のショッピングカートや買い物カゴの持ち出し・大学構内への持ち込みを禁止とします。

(3) 両替に関する注意

例年、大学祭期間中の模擬店運営のための両替に Fab 南大沢 2 階タイトーステーションを利用する団体が多く見受けられており、苦情もきています。これは営業妨害にあたります。両替に関しては銀行施設を利用してください。

近隣の商業施設へ迷惑をかけずに大学祭を行うために、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

3. 事務局より

◆ 個別折衝について

第2群申請として提出していただいた申請内容を最終調整・確認するため、個別折衝を行います。

1号館物件、7号館物件、特別参加物件、備品、屋内電力、立て看板、解錠・施錠、現物について申請を行った団体は、必ずご参加ください。

■ 個別折衝

日程：10月1日（月）

時間：17：00～20：00

場所：11号館（教室未定）

上記の時間内は常時受付を行っておりますので、ご都合のよい時間にお越しください。

4. その他

◆ 今後の会議予定

■ 第5回 みやこ祭参加準備会議

日程：10月11日（木）

時間：16：30（受付開始16：00）

場所：11号館204番教室

※ アルコール講習会を行うため、代表者の方だけでなく安全管理責任者の方も出席するようお願いいたします。

■ 第3回 模擬店設置会議

日程：10月11日（木）

時間：第5回みやこ祭参加準備会議終了後

場所：11号館204番教室

■ 安全管理責任者会議

日程：10月17日（水）・18日（木）

時間：16：30（受付開始16：00）

場所：未定

※ 安全管理責任者の方を対象とした会議です。17日または18日のどちらか都合の良い方に出席してください

■ 全体準備会議

日程：10月31日（水）

時間：10：00（受付時間 9：30～9：50）

場所：1号館120番教室

■ 全体後片付け会議

日程：11月4日（日）

時間：10：00（受付時間 9：30～9：50）

場所：1号館120番教室

◆ 会議日程のお知らせについて

各種会議については、メールや看板だけでなくホームページやTwitterでもお知らせしています。

ホームページのアドレスは「<http://miyakomatsuri.com>」、Twitterアカウント名は「@miyakofes2018」となっています。ぜひご確認やフォローをお願いします。

【第14回みやこ祭公式ホームページ】

URL <http://miyakomatsuri.com>



【Twitter アカウント】

アカウント名 首都大学東京大学祭実行委員会めぼ

ユーザー名 @miyakofes2018

URL <https://twitter.com/miyakofes2018>



2018年度 第4回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール201 談話室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku14th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>

